



No.589  
3 分間  
税ミナール  
令和5年5月10日

ヤマダ総合公認会計士事務所  
代表 山田良平  
〒124-0012  
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル  
TEL:03-3694-6091  
FAX:03-3691-6680

## 国税庁、インボイスQ&Aに令和5年度改正を追加

国税庁はこのほど、「消費税の仕入れ税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」(以下、「インボイスQ&A」)を大幅改訂しました。インボイスQ&Aは、令和5年10月1日からスタートする消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)へのスムーズな対応に向け同制度についてわかりやすく解説したものです。

かねてより国税当局に寄せられた質問や疑問点等を踏まえ随時追加や改定が行われていますが、今回の改訂は全127問中25問で、新たに15の設問が追加されており、見直しは全部で40問に及びます。

今回新たに追加されたのは、令和5年度税制改正により導入された少額特例や2割特例が中心です。具体的には、一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置(少額特例)について、少額特例における1万円未満の判定単位について、小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(2割特例)について、2割特例の適用ができない課税期間、2割特例を適用した課税期間後の簡易課税制度の選択——などです。

また、少額な対価返還等に係る適格返還請求書の交付義務免除に係る1万円未満の判定単位について、売手が負担する振込手数料相当額に係る経理処理の変更について、令和5年10月1日前後の取引に係る適用関係について、対価を前受けした場合の適格請求書の交付時期について、資産の譲渡等の時期の特例と適格請求書の交付義務について——等も新たに追加されています。

「消費税の仕入れ税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A(国税庁軽減税率・インボイス制度対応室)」(令和5年4月改訂)は、こちらからご覧いただけます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-02.pdf>

